

令和2年度 利用調整指数表の考え方

1 はじめに

所沢市内の保育園等※の入園につきましては、客観的な指標により公平に判断するため利用調整を行います。

利用調整は、保育園等への入園申請をする児童（申請児童）が保育園等での保育をどれだけ必要としているかを、提出された書類から点数化します（この点数を「利用調整指数（指数）」と呼びます）。次に、指数の高い児童から順番に、希望する保育園等のなかで空いている施設をご案内します（詳しくはP2をご覧ください）。

この「利用調整指数表の考え方」では、指数を記載した利用調整指数表のそれぞれの項目についての説明やよくある質問を掲載しています。

※保育園等・・・この「利用調整指数表の考え方」の中では、認可保育園、認定こども園（1号認定を除く保育園部分）、地域型保育事業を指します（以降の「保育園等」も同様です。また、特に指定のない場合は所沢市内の施設を指します）。

2 指数について

指数は、『基本指数』と『調整指数』の二つの項目を合計したものになります。

この指数は各家庭の状況を点数化していることから、原則として児童1人の申請に対し1つの合計点となります。

※ただし、「地域型保育事業所や2歳児クラスまでの認可保育園（2歳児クラス）を卒園して4月入園を希望する場合」についての点数は、国の優先利用の考え方に基づき希望施設ごとに合計点数が変動します。詳しくはP28をご覧ください。

基本指数 ー利用調整指数表の表面ー

※詳細はP5をご覧ください

基本指数とは、保護者の方が児童を保育することが困難な理由（事由）ごとに、保育の必要性を点数化したものを指します。

例えば、父母ともに平日仕事をしていて児童を家庭で保育することが難しい状況（労働）であれば、父母それぞれの所定労働時間等に応じて点数化したものが基本指数となります。

調整指数 ー利用調整指数表の裏面ー

※詳細はP17をご覧ください

調整指数とは、基本指数以外での家庭の状況を点数化したものを指します。

所沢市の場合、調整指数は「家庭状況」（申請児童以外に兄弟姉妹がいる、生活保護を受けているなど）と、「申請児童の現在の保育先」（認可外保育施設を利用しているなど）の2つの内容を調整指数として点数化しています。

3 利用調整について

【利用調整の方法】

利用調整は以下の方法で行われます。

- ①申請者から提出のあった書類に基づき指数を算出します。
- ②指数の合計点の高い児童から保育園等のご案内をします。
- ③ご案内する保育園等は申請書で希望をした保育園等になります。第一希望から順番に確認していき、空きのある保育園等へのご案内をします。

【指数の合計点数が同点となる場合】

指数の合計点が同点になる場合は、次の方法でご案内する順番を決定します。

- (1) 下表を参照し、父母それぞれが該当する事由でのポイントの合計が高い世帯を優先します
(下表は「利用調整指数表」の裏面下部にも掲載しています)。

ポイント	事由	ポイント	事由
20	虐待・DV	5	介護・看護
9	災害	4	就学
8	ひとり親	3	出産
7	疾病・障害	2	求職活動
6	労働		

例：A子さんの世帯・・・指数：73点 事由：父「労働」母「就学」

B子さんの世帯・・・指数：73点 事由：父「労働」母「労働」

⇒指数が同点のため、父母それぞれの事由で順番を決めます。この場合、A子さんの世帯は、父「労働」6ポイント、母「就学」4ポイントで、世帯ポイントは10ポイントとなります。一方、B子さんの世帯は、父「労働」6ポイント、母「労働」6ポイントで、世帯ポイントは12ポイントになります。このため、審査結果はB子さんの世帯が優先されます。

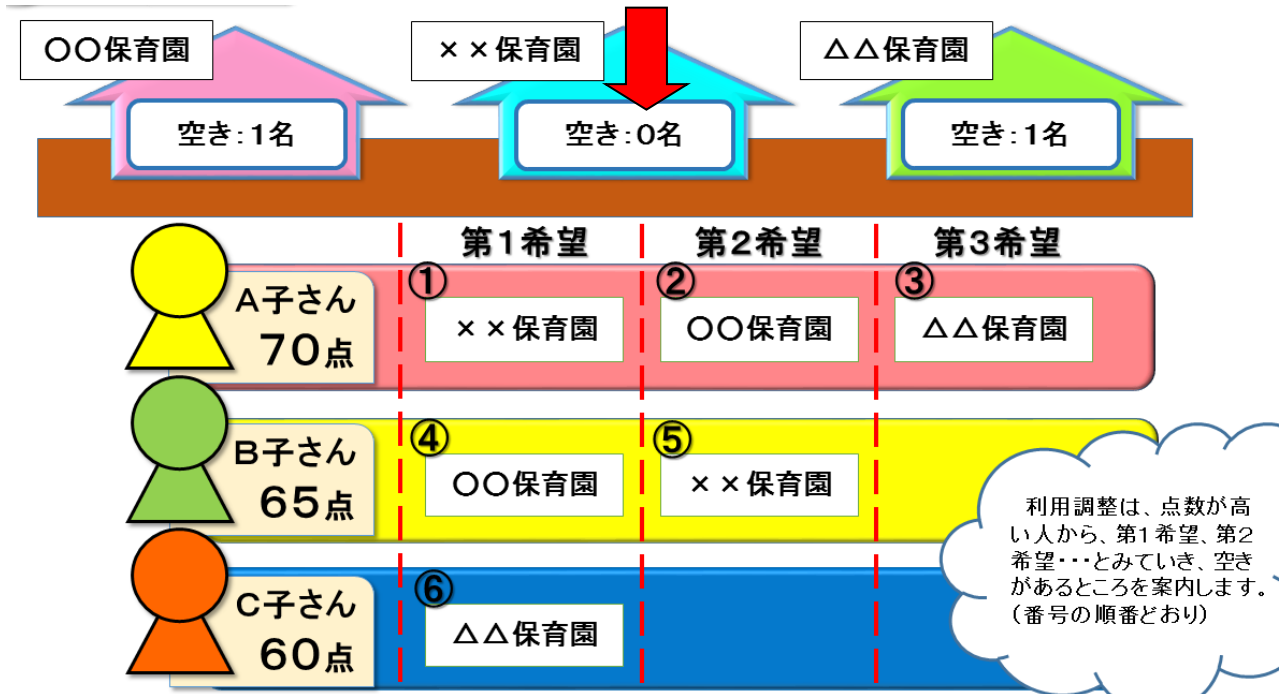
◎世帯ポイントは、同点となった世帯の優先順位を決めるために用いられるもので、指数ではありません。

◎上の表で、事由「ひとり親」について、例えば母子家庭で母の事由が「労働」であった場合、世帯ポイントは 父「ひとり親」8ポイント、母「労働」6ポイント、合計14ポイントとなります。

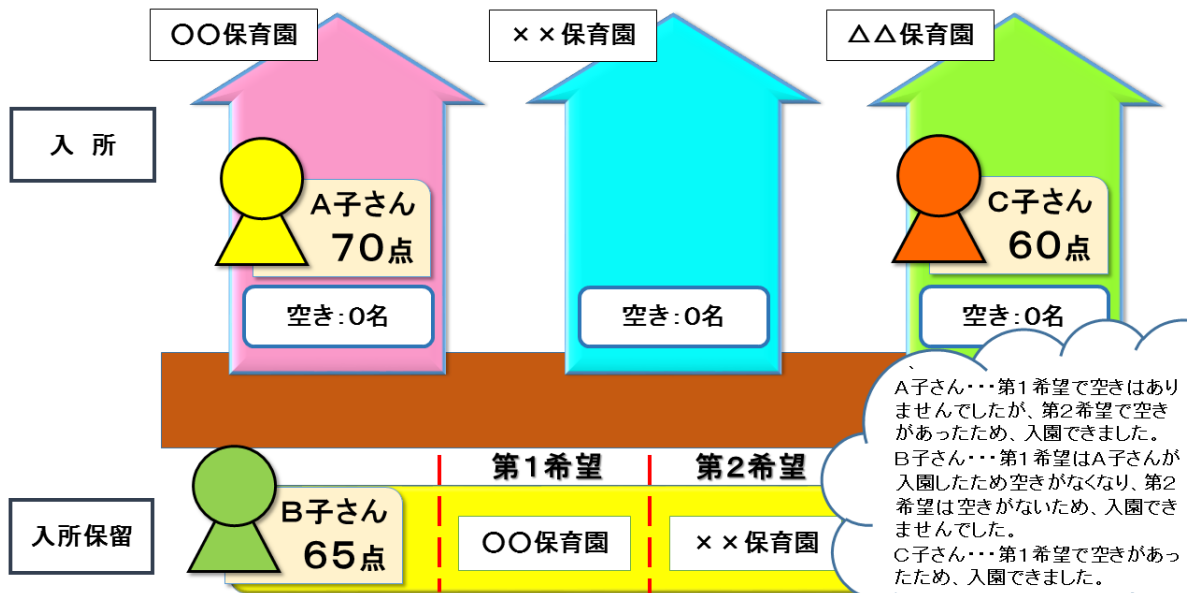
- (2) (1) で同点だった場合は、世帯の基本指数の高い家庭を優先します。
- (3) (2) でも同点だった場合は、令和2年度8月1日入園利用調整までは、令和元年度市民税非課税世帯及び所得割額の少ない家庭を、平成31年度9月1日入園利用調整以降は、令和2年度市民税非課税世帯及び所得割額の少ない家庭を優先します。

参考：利用調整の図解

審査前



審査後



【よくある質問】

Q：希望する保育園等は、1園だけ（単願）にしたほうが入園しやすいと聞きましたが本当ですか？

A：希望する保育園等が少ないと入園しやすくなる、ということは原則ありません。

利用調整は、指数の高い家庭から順番に、申請書に書かれた保育園等で空きが生じている施設をご案内します。他にも希望する保育園等があるにも関わらず、1園だけを希望して申し込むと、その施設に入れるかどうかだけで調整されることになり、結果、どこにも入園ができないということが起こりやすくなります（希望欄に記載のない保育園等につきましては、利用調整時で空きが生じたとしても調整の対象になりません）。

このことから、**利用を希望する保育園等は、受入れ予定表（空き情報）で空きがない園も含めて、全て記載してください。**なお、希望する保育園等の数に制限はありません。

また、1つの保育園等を重複して記載した場合は、最上位の保育園等のみを有効とさせていただきます。

例：希望する保育園等が次のように記載されていた場合

- ① 希望施設が、第1希望：A園、第2希望：B園、第3希望：A園 の場合
⇒第1希望：A園、第2希望：B園、という申請内容と判断します。
- ② 希望施設が、第1希望：A園、第2希望：A園、第3希望：A園 の場合
⇒第1希望：A園、という申請内容（単願）と判断します。

※兄弟姉妹共に在園していて転園申請を行う場合、例外的に希望園を制限することで加点となる（入園しやすくなる）ケースがあります。詳細はP21をご覧ください。

Q：合計点65点のB子さんが第1希望に〇〇保育園を記載していた場合と、合計点70点のA子さんが第2希望に〇〇園を希望していた場合、どちらが優先して利用調整されるのですか？

A：合計点の高い方から利用調整されます（この場合はA子さんになります。P3の図をご覧ください）。希望施設の順番を変更することで保育園等へ入りやすくなるということはありませんので、**希望する順番に保育園等を記入してください。**

Q：早めに提出したいのですが、提出する証明書等の証明日はいつからの日付が有効ですか？

A：「入園のしおり」P10【表8】にある、受付開始日以降に作成された書類を提出してください。

4 令和2年度 利用調整指数表について

基本指数 ー利用調整指数表の表面ー

基本指数は提出していただいた申請書の内容に基づき、父母それぞれで1つずつ選択した事由ごとに適用できます。

例えば、母が仕事をしながら、同時に学校へ通われている場合は、母の事由として「労働」「就学」のどちらかを選んでいただく必要があります。ここで選んでいただいた事由に基づく、いずれか1つの項目で指数が適用できます。

参考：事由について

- ①労働 ②出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居親族等の介護・看護
- ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV ⑨その他市長が認めた場合

補足：ひとり親（に準じる）世帯について

ひとり親（に準じる）世帯については、父母のうちどちらかの書類をご提出いただくことができない状況にあることから、基本指数の計算方法が通常と異なります。詳細はP16の「ひとり親」をご覧ください。

【よくある質問】

Q：事由はいつ時点の状況で選択すればよいですか？

A：入園希望月（月の1日目）時点の状況により選択してください。

入園希望月の1日時点ではどちらが主な事由となるか、という基準で選択していただきます。

例えば、現在は仕事をしているが、入園希望月の1日時点では産前休暇を取得している場合、入園月中に仕事へ復職することが困難な状況であれば出産の事由での申請となります。

Q：所沢市外に在住しています。所沢市内に勤務先があるため、所沢市内にある保育園等を申請したいと考えています。仕事は月に48時間行っており、現在住んでいる市からは、保育の認定として「労働」の認定を受けています。この場合、所沢市の基本指数では該当する指数がありませんが、「労働」の事由で申請できますか。

A：市外にお住まいの方が所沢市内の保育園等を利用、申請する場合は、所沢市の保育の必要な事由を満たしていただく必要があります（詳しくは「入園のしおり」P3をご覧ください）。

所沢市における「労働」の事由で、条件のひとつである月64時間以上の勤務となっていないため、このケースでは「労働」の事由で申請することはできません。

①労働

●指数

- ・月あたりの労働時間が168時間以上 28点
- ・月あたりの労働時間が147時間以上168時間未満 26点
- ・月あたりの労働時間が126時間以上147時間未満 24点
- ・月あたりの労働時間が105時間以上126時間未満 22点
- ・月あたりの労働時間が64時間以上105時間未満 20点

●加算

- ・月20日以上勤務 4点

●その他

- ・稼働予定（入園希望月末までに勤務開始予定の勤務等の証明書がある）

上段の指数を使用（労働の指数）

解説

事由を「労働」で申請した場合に適用される指数です。

この基本指数は申請書に添付のある「勤務等の証明書」を基に判断します。

◎注意事項

- ・労働時間に残業や休憩時間、通勤時間は含めません。
- ・育児短時間勤務や部分休業を取得する場合も、通常（雇用契約上）の労働時間で算定します。ただし、保育の必要量については、取得中の労働時間をもとに決定します。

【よくある質問】

Q：月あたりの労働時間はどのように判断するのですか？

A：月あたりの労働時間は、「②勤務等の証明書」に記載のある、ひと月あたりの労働時間で判断します。ただし、記載内容が1日あたりの労働時間とひと月あたりの日数等から算出される、ひと月あたりの労働時間と一致しなかった場合、どちらか低い数値で判断します。

例) ひと月あたりの労働時間に168時間、1日あたりの労働時間に8時間、ひと月あたりの日数に20日と記載されていた場合、8時間×20日<168時間のため、ひと月あたりの労働時間は160時間として指数を判断します。

Q：雇用契約上、最低労働時間の条件を満たしていれば、勤務日数や収入の実績が伴わない場合でも対象となりますか？

A：特に在園児においては、必要に応じて実績を確認させていただく場合があります。 病休等、会社での制度上の休みを取得している場合は、休みの日数も勤務日数に含みます（無給での休みは除きます）。

Q：就労直後で勤務実績が少なく、64時間を下回る場合はどうなりますか？

A：「②勤務等の証明書」の就労時間欄に見込みでの記載があれば実績と見なします。 必要に応じて「②勤務等の証明書」とは別に直近の給与明細等により実績を確認し、記載内容に疑義が生じる場合は「労働」の事由として認定できなくなる場合があります。

Q：夜勤があり、勤務日数が月16日を下回る場合はどうなりますか？

A：深夜0時をまたぐ8時間超の勤務は2日で数えます。 その上で日数が不足する場合は「労働」の事由での認定はできません。

Q：恒常的に残業しています。会社に証明書を記入してもらえば、残業時間も労働時間に含められますか？

A：残業は労働時間に含めることはできません。 会社が証明書等を発行した場合についても同様です。

Q：飲料販売や保険セールス等の外交員なので、労働時間が長いのですが、給料が出来高払いとなっています。指数はどのように選択するのですか？

A：給料が出来高払いであっても、「②勤務等の証明書」に記載された労働時間等により、指数を選択してください。

Q：ボランティアなど無給の場合は対象になりますか？

A：給与収入などの対価が、伴わない労働は対象となりません。

Q：親族や夫が経営する会社の手伝いをしていますが、労働を事由に入園できますか？

A：給与収入などの対価が伴わない労働は対象となりません。 これと同じ考えから、家事手伝いについても対象となりません。ただし、事業に専従している場合は、労働の事由として申請することができます。

Q：夫婦で自営業を営んでいます。妻が事業に専従していることをどうやって確認できますか？

A：確定申告書の中で、事業専従者控除の有無で確認します。 また、奥様が従事先からの給与収入として申告している場合も確定申告書で確認できます。

Q：会社役員をしています。証明書はどう記載すればよいですか？

A：確定申告等で「給与」として申告している場合は雇用されている場合同様会社に記載してもらいます。「営業」等それ以外で申告されている場合は自営業同様ご自身で記載し、確定申告の写し等＋スケジュールを添付してください。

②出産

●指数

- ・産前1ヶ月～産後2ヶ月の間に入園を希望する場合

32点

解説

事由を「出産」で申請した場合に適用される指数です。

この事由は、出産予定日から起算しての前月1日から、出産月から起算しての翌々月1日までの間に入園を希望することができます。

この基本指数で申請する場合は、出産予定日が確認できる書類（母子手帳の写しなど）を添付いただくことで、認定期間や指数などを判断させていただきます。

なお、出産要件で申し込みをされた場合、在園できる期間は産後2ヶ月までとなります。
※期間終了日以降も引き続き保育園等の利用を希望する場合、事前に保育園等の利用申し込みを行っていただく必要があります。

例）出産予定日が4月3日の場合（出産予定月が4月の場合）

⇒入園希望できる日

3月1日、4月1日、5月1日、6月1日入園

⇒在園可能期間：3月1日～6月30日

（在園期間の終了日（月）は、出産日（月）から数えます。例えば出産日が3月29日（出産月が3月）となると、在園期間終了日は5月31日になります。）

P5の【よくある質問】で記載した通り、入園月中に仕事へ復職することが困難な状況（出産の事由のみ選択できる状況）だった場合も、出産の事由で申請していただく形になります。

③保護者の疾病・障害

●指数

- ・1ヶ月入院している場合（予定の場合を含む）
- ・診断書の日常生活能力の程度が「1」の項目に該当する場合
- ・診断書の日常生活能力の程度が「2」の項目に該当する場合

35点

29点

26点

- ・ 診断書の日常生活能力の程度が「3」の項目に該当する場合 25点
 - ・ 診断書の日常生活能力の程度が「4」の項目に該当する場合 23点
 - ・ 指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合 15点
 - ・ 身体障害者手帳 1 級、精神福祉手帳 1 級又は療育手帳[Ⓐ] の交付を受けている場合 32点
 - ・ 身体障害者手帳 2 級、精神福祉手帳 2 級又は療育手帳 A の交付を受けている場合 31点
 - ・ 身体障害者手帳 3 級、精神福祉手帳 3 級又は療育手帳 B・C の交付を受けている場合 27点
 - ・ 身体障害者手帳 4・5・6 級の交付を受けている場合 25点
- 加算
- ・ 保育を必要とする程度が「1」 2点
 - ・ 保育を必要とする程度が「2」・「3」 1点

解説

事由を「保護者の疾病・障害」で申請した場合に適用される指数です。

この指数は申請書に添付のある「④診断書」または各手帳の写しを基に判断します。

◎注意事項

- ・ 所沢市指定用紙以外の診断書や、各種手帳の写しの提出であった場合は「●加算」に掲載されている指数は加算されません。また、所沢市指定の様式であった場合のうち、入院中である場合も「●加算」に掲載されている指数は加算されません。
- ・ 指定用紙以外の診断書を添付いただく場合、その病状が原因で児童を家庭で育児をすることが困難であること（保育の必要があること）が明確であるような記載が必要です。

④同居親族等の介護・看護

●指数

- ・ 児童(手帳 1 級・療育[Ⓐ]・A の交付を受けている) を介護している場合 25点
- ・ 児童(手帳 2 級・療育 B・C の交付を受けている) を介護している場合 24点
- ・ 成人(手帳 1・2 級または介護度 4・5 の同居一親等) を在宅で介護している 23点

- ・児童(上記以外)を介護している場合

20点

- ・成人(上記以外)を介護している場合

15点

●加算

- ・居宅内

5点

解説

事由を「同居親族等の介護・看護」で申請した場合に適用される指数です。

この基本指数は申請書に添付のある、介護を受ける方の「診断書」「介護保険証(写し)」「身体、精神、療育手帳(写し)」と、介護を行う方(保護者)の「介護スケジュール」を基に判断します。

なお、ここで添付をいただく「診断書」は、介護を受ける方に関するものですので、様式は不問です。

また、保育の必要量は「介護スケジュール」をもって判断します(保育の必要量については「入園のしおり」P5をご覧ください)。

◎注意事項

月の介護・看護に要する時間が64時間に満たない方は該当しません。

(月16日以上、かつ、1週16時間以上の介護・看護を満たすことが必要です)

【よくある質問】

Q：介護スケジュールはどのようなものを提出すればよいですか？

A：1週間(週ごとで不規則な場合は1ヶ月)の期間の介護スケジュールを提出してください。

様式は自由ですが、1日あたりの従事時間がわかるようご記載ください。

Q：手帳等の交付を受けておりませんが、どうすればよいですか？

A：医師から診断書の交付を受けてください。様式は不問です。

⑤災害

●指数

- ・災害の復旧(豪雨・地震・火災等、居住している住居を対象)

55点

解説

事由を「災害」で申請した場合に適用される指数です。

この基本指数は申請書に添付のある「罹災証明書」にて、申請保護者が居住する家屋(物置等の居宅としていない施設は対象外)が全壊、または大規模半壊であると、証明されていることを確認させていただきます。

なお、大規模震災などでの災害ボランティアで遠方に行かれる場合は、この指数の対象外となります。

また、「災害」の事由で在園ができる期間は、全壊・大規模半壊であると証明されてから1年間となります。

⑥ 求職活動

● 指数

- ・ 稼働予定（内定等を受け入園月に労働する旨の誓約書がある）15点
- ・ 求職中（求職活動支援機関等利用証明書あり）10点
- ・ 求職中5点

解説

事由を「求職活動」で申請した場合に適用される指数です。

この基本指数は申請書に添付のある「⑤誓約書」を基に判断します。

会社から内定等を受けていて、入園月内に仕事を開始する予定がある方で、「②勤務等の証明書」を会社に作成をしてもらうことができない場合は「稼働予定（内定等を受け入園月に労働する誓約書がある） 15点」になります。この場合は、「⑤誓約書」の表面左側に内定した会社名や労働時間、日数などをご自身で記載していただくことで15点となります。（「②勤務等の証明書」を会社に作成してもらい、申請書に添付のある場合は、「労働」の指数で判断します）

ハローワークなどの求職活動支援機関等を利用しながら求職活動を行っている場合は「求職中（求職活動支援機関等利用証明書あり） 10点」になります。この場合は「⑤誓約書」の裏面に、求職活動支援機関等から利用の証明があることにより10点となります。

その他、インターネットや求人雑誌などを活用し、求職活動を行っている場合は「求職中 5点」となります。「⑤誓約書」の表面右側に、現在の求職活動内容を記入してください。

なお、「求職活動」で保育の認定（在園）ができる期間は、3ヶ月間となります。ただし、稼働予定（15点）の場合は、内定先が決まっていることから1ヶ月となります。

会社に就職内定し、仕事を開始することになった場合、認定の変更をすることで在園期間を更新できます。詳細は「入園のしおり」P4（注工）をご覧ください。

例) 4月1日入園の場合

⇒在園期間

稼働予定（内定等を受け入園月に労働する誓約書がある）

4月1日～4月30日

その他の求職活動

4月1日～6月30日

※それぞれの期間内に、「②勤務等の証明書」を提出することで期間を更新できます。

【よくある質問】

Q：3か月以内に就職が決まっていない場合どうなりますか？

A：3か月以内に就職が決まらない場合、退園となります。

例：4月に求職活動を事由として入園したが3か月以内に就職が決まらなかった。

⇒6月末で退園となります。6月中に退園の届出をお願いします。

なお、上の例の場合、在園中に7月入園の利用申し込みをしていただくことで、利用調整の結果、再度入園することが可能となる場合があります。

3ヶ月以内に就職が決まらない場合で、7月以降も引き続き利用を希望する場合は、7月入園の申し込みをしていただいた上で、7月入園の締切日（6月中旬）までに退園届をご提出ください。

Q：求職活動支援機関等利用証明書はどのように確認するのですか？

A：誓約書裏面の様式にハローワーク等からの証明があるか否かで確認を行います。

Q：稼働予定とはどのような状態を指しますか？

A：稼働予定とは、いわゆる内定の状態で現に働いていないが勤務先が決まっている場合や、開業準備中の場合を指します。

ただし、入園月内に仕事を開始する予定として、勤務予定先の会社が証明した「②勤務等の証明書」がある場合「労働」の指数により利用調整を行います。

⑦就学

●指数

- ・ハローワークでの職業訓練 26点
- ・月の就学時間が96時間以上（学校教育法に定めるもの・準じた施設） 25点
- ・月の就学時間が64時間以上96時間未満（学校教育法に定めるもの・準じた施設） 22点
- ・上記以外（通信教育、日本語学校を含む）の就学 10点
- ・入園希望月に就学が決定されている
月の就学時間が96時間以上（学校教育法に定めるもの・準じた施設） 23点
- ・入園希望月に就学が決定されている
月の就学時間が64時間以上96時間未満（学校教育法に定めるもの・準じた施設） 20点
- ・入園希望月に就学の予定がある 8点

解説

事由を「就学」で申請した場合に適用される指数です。

この基本指数は、それぞれの状況に応じて提出する書類が異なります。

「職業訓練受講指示書」	「職業訓練受講推薦通知書」	「就職支援計画書」のうちいずれか書類の写し	+	「受講スケジュール」	⇒26点
「在学証明書」	+	「受講スケジュール」	⇒25点・22点・10点		
「合格通知等（確実に就学することがわかるもの）」	+	「受講スケジュール」	⇒23点・20点		
「予定先がわかるもの（パンフレット等）」	⇒8点				

なお、**就学予定（合格前）については、保育の認定（在園）ができる期間が1ヶ月間となります。**

学校等に合格し就学することになった場合、**改めて合格通知書等と受講スケジュールを提出いただくことで在園期間を更新できます。**詳細は「入園のしおり」P4をご覧ください。

◎注意事項

- ・職業訓練を受ける予定で、「職業訓練受講指示書」「職業訓練受講推薦通知書」「就職支援計画書」をお持ちでない場合は、「予定先がわかるもの（パンフレット等）」を提出いただくことで就学予定（合格前）と同じ基準で判断します。
- ・受講スケジュールの添付がなかった場合、在学証明書等の添付があっても就学予定（合格前）の指数で判断させていただきます。
- ・月の就学時間が 64 時間に満たない方は該当しません。
（月 16 日以上、かつ、1 週 16 時間以上の就学を満たす必要があります）
- ・職業訓練とは、主に公共職業能力開発施設で実施する職業訓練で、就職に必要な技能及び知識、技能を習得するための訓練等を意味します。大学や専門学校は該当しません。

【よくある質問】

Q：25 点・23 点・22 点・20 点に該当する就学とは何を指しますか？

A：学校教育法第 1 条・第 124 条・第 134 条第 1 項に規定する、または、それに準ずる施設を指します。

Q：なぜ職業訓練は大学や専門学校より点数が高いのですか？

A：「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に基づき、求職者の雇用と生活の安定を図るために、**国が公費により就労に向けた支援をしている事業であることから優位としたものです。**「日本版デュアルシステム」「公共職業訓練（離職者訓練）」「求職者支援訓練」を受けている（受ける）方をハローワークでの職業訓練として、指数の対象としています。

Q：通信教育の受講はどのように確認するのですか？

A：通信教育の事業者が発行する受講証明書で確認します。

⑧虐待・DV

●指数

- ・虐待・DVを受けるおそれがある・受けている

120点

●加算

- ・ひとり親

55点

- ・ひとり親に準じる状態

26点

解説

事由を「虐待・DV」で申請した場合に適用される指数です。

この基本指数は、**父母それぞれで加算される指数ではなく世帯として適用される指数です。**

この基本指数は、以下に挙げる公的機関からの証明書等をもって判断します。

また、虐待・DVの事由で在園ができる期間は、証明書等の証明日から起算して1年間です。ただし、その後再度の証明がある場合は、それに応じて在園期間は延長されます。

公的機関からの証明

虐待：児童相談所または所沢市こども未来部こども支援課からの依頼通知又は文書

DV：婦人相談センター等からの「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」

裁判所からの「保護命令」

【よくある質問】

Q：現在、夫からDVを受けており、避難をするために所沢市へ転入しました。婦人相談センターへ過去に相談をしたことがあります。この場合DVの事由として対象となりますか？

A：既に、行政機関等から必要な支援（保護）を受けていることで、婦人相談センター等からの「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、または裁判所からの「保護命令」をご提出いただくことが必要です。婦人相談センターの保護をうけている、裁判所からの保護命令が出ている、のいずれでもない場合は対象外となります。

⑨その他市長が認めた場合

●指数

- ・その他市長が認めた場合

状況による

解説

①～⑧の事由に該当しないが、保育園等の利用の必要性を市長が認めた場合に対象となります。

ひとり親

●指数

- ・ひとり親（離婚が成立し既に別居の状態にある、児童扶養手当認定者・ひとり親家庭等医療費助成制度の対象者・戸籍謄本で確認できる方、等）

55点

- ・ひとり親に準じる状態（「⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書」のうち、「ひとり親に準じる状態」となる場合）

26点

解説

事由は通常、保護者（監護者）で判断しますが、離婚などにより父母のうちどちらかの書類を提出できない場合（ひとり親世帯の場合）は、不在である保護者の基本指数としてこの指数を適用します。

この指数は「戸籍謄本の写し」または「離婚裁判を行っていることを示す書類（事件番号が記載されている呼出状など）」を基に判断します。

離婚調停を行うために弁護士と契約を結んでいる等「⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書」に示す一部の状態の場合はひとり親に準じる状態とみなします。

【よくある質問】

Q：内縁関係のパートナーがいる場合、ひとり親指数の取り扱いはどうなりますか？

A：内縁関係の場合は、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度の対象とならないことから、ひとり親指数の加算の対象となりません。また、このような場合は、通常の世帯と同様の取扱いとなります（内縁関係のパートナーから「勤務等の証明書」等の提出が必要です）

Q：離婚を前提とした別居をしている場合、ひとり親指数の取り扱いはどうなりますか？

A：原則として、ひとり親指数の加算の対象となりません。相手方の勤務等の証明など、事由が判断できるものをご提出いただくことにより、事由に応じた指数の決定をします。

ただし、特定の事情により提出ができない場合は「離婚を前提とした別居中等の誓約書⑦」の書類（所沢市ホームページからダウンロードできます）と、状況に応じた必要書類のご提出をもって代えることができます。

具体的な必要書類については「離婚を前提とした別居中等の誓約書⑦」をご覧ください。

Q：離婚調停は行っているが住民票上は同居している場合はどうなりますか？

A：ひとり親指数の加算は既に別居していることが前提にあるため、住民票上の住所が同じである限りにおいては相手方の事由が判断できる書類の提出が必要です。この場合、ひとり親に準じる状態とみなします。

調整指数 ー利用調整指数表の裏面ー

調整指数は「家庭状況」（申し込みする児童以外にも兄弟姉妹がいる、生活保護を受けているなど）と、「申請児童の現在の保育先」（認可外保育施設等を利用しているなど）の2つの内容に分かれます。

なお、「家庭状況」については、該当する項目であれば複数の指数がつきますが、「申請児童の現在の保育先」については、該当する項目が複数あっても1項目のみの選択となります（該当する指数のうち一番高い点数欄の指数のみを選択できます）。

例：申請している児童の保育先は、認可外保育施設を月12日利用しているが、育児休業もあわせて取得している場合

⇒該当する指数としては、「認可外保育施設を月当たり12日以上利用している場合」の8点、「育児休業中・産前産後休業中により保護者が保育している」の11点と2つあります。この場合、一番高い点数欄の指数を選択できますので11点となります。

調整指数（家庭状況）

滞納

- ・保育料を滞納している人が世帯内にいる場合

-50点

解説

現在、保育園等に在園している児童（兄弟姉妹）や、過去に保育園等を利用した児童の保育料のうち、所沢市へ納めるべき保育料の滞納をしている方が世帯内にいる場合に、この指数の対象となります。

※この指数における保育園等は市内外の施設を問いません。また、世帯内とは、住民票上で世帯分離をしているかどうかを問わず、申請児童の保護者と生計を一にする方を含みます。

なお、申請児童の保護者と滞納をされている方それぞれの公共料金（電気、ガス、水道）の支払明細書（または検針票）の写しのうち2つをご提出いただければ、生計を別にする世帯として判断します。

なお、この指数に該当した場合の合計点は、すべての調整指数が付かない状態となった上で、-50点を加えた指数となります。

例：基本指数64点、調整指数15点、合計点79点に、滞納の指数が適用される場合

⇒調整指数の15点が付かなくなる上で、-50点を加えた指数となりますので、合計点は64点-50点=14点となります。

新規入園

- ・令和2年度中に内定辞退・取消があった場合

(令和2年4月入園のみ、令和元年度の12月～3月入園の内定辞退・取消を対象として減算します)

-20点

解説

この指数は次の場合に対象となります。

- ①令和2年度入園利用調整で内定となったにもかかわらず、内定の辞退をした場合
- ②令和元年度12月～3月入園利用調整で内定となったにもかかわらず、内定の辞退をした場合

なお、②の場合、減算の対象となるのは令和2年度4月入園のみとなります。

(令和2年度5月～3月入園では減算が外れます)

【よくある質問】

Q：第4希望の保育園等に内定が決まりましたが、思っていたより遠く、施設の雰囲気も合わないので辞退をしようと考えています。内定を辞退した場合、不利になりますか？

A：内定を辞退した場合はいかなる事情であっても減算の対象となります。申請書で希望する保育園等は、予め見学などを行い、ご確認いただいたうえで希望をしてください。

Q：内定後に転職をした結果、勤務時間が短くなりました。指数が下がってしまいそうなのですがどうなりますか？

A：内定後に指数の変動があった場合、内定が取り消しになる場合があります。内定の取り消しも内定辞退と同様に取り扱いますので、この指数の対象になります。

- ・入園申請の無い就学前（小学校入学前）の他児童がいる場合

(児童介護、他施設等で保育している場合を除く)

-30点

解説

申請する児童以外に就学前の兄弟姉妹がいて、その兄弟姉妹の申請がなかった場合にこの指数の対象となります。ただし、その兄弟姉妹は、介護をする必要があるために申請をしていない、職場内託児所などの保育施設等で保育しているため申請をしていない、といった状況の記載が申請書類にあれば指数の対象外となります。

例：第1子は2歳になるので保育園等に入園させたいが、第2子はまだ5ヶ月なので、同居の祖父母が保育をする。

⇒この指数の対象となります。

- ・市外在住者で転入予定を示す書類がない場合

-50点

解説

所沢市外から転入する予定で申し込みをするが、申請書類に転入する予定がわかる証明書（アパート等の賃貸契約書の写し、家屋の売買契約書の写し、転入先で同居する方からの、同居を証明する旨の申立書（例えば祖父母宅への転居予定の場合、祖父母からの、同居をすることを申し立てる旨の申立書が必要です。※申立書の様式は自由））の添付がない場合に、この指数の対象となります。

また、転入予定はなく、所沢市に勤務地があることが理由で申し込みをする場合も、この指数の対象となります。

里帰り出産を理由とする入園申請の場合は、この指数の対象外です。

※所沢市外にお住まいの方が所沢市内の保育園等を申し込む際の手続き方法は、「入園のしおり」P13をご覧ください。

【よくある質問】

Q：4月入園を希望していて、転居先の契約日が1月です。物件は決まっております、内覧に行ったことを証明する書類は提出できるのですがどうなりますか？

A：転居先の住所が確定していることを示す証明書がない限りは減算の対象です。申請変更の締切日（令和2年4月入園であれば12月13日）までに契約書等の提出があれば減算の対象から外れます。

Q：転入予定で4月入園を希望しているが、締切日までに契約書の提出はできません。結果が出るより前に実際に転入した場合、所沢市民として取り扱ってもらえますか？

A：申請変更の締切日までに転入予定を示す契約書等の提出がなく、転入も確認できない場合、減算の対象となります。

- ・育児休業からの復職予定で申し込みをしており、かつ育児休業の延長を目的とした申請であることが「①教育・保育給付認定申請書兼現況届」で確認できた場合

-100点

解説

保育園等の申請をするが育児休業期間の延長等の事情により利用調整指数上の減算を希望する場合で、「①教育・保育給付認定申請書兼現況届」表面のチェックボックスでそれが確認できた場合にこの指数の対象となります。

ただし、あくまで利用調整指数の減算であり、**保留を確約するものではありません**。利用調整の結果内定となった場合、内定を辞退したとしてもその月の利用調整結果は保留になりません。

入園翌年度以降の転園

- ・兄弟姉妹が在園中の保育園等のみを希望施設として、転園申請する場合（下段の指数と併用しない）

10点

- ・別々の保育園等に通う2人以上の兄弟姉妹が、「3 同時同園」で転園申請する場合（上段の指数と併用しない）

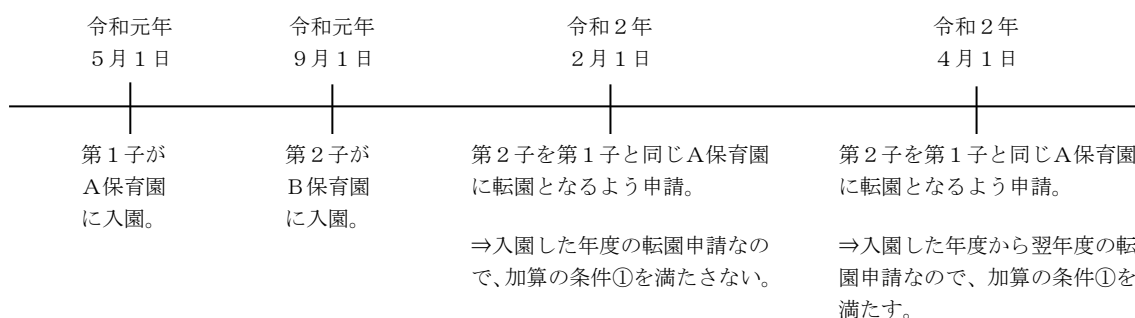
10点

解説

この指数は、別々の保育園等に通っている兄弟姉妹を、同じ保育園等に転園となるように申請した場合に対し、加算を設けたものになります。なお、この指数における保育園等は、市内外の施設を問いません。

加算される条件は、以下の2点の両方を満たすことが必要になります。

①入園した年度の翌年度以降に、保育園等からの転園申請をする



上の例で、第2子を第1子がいるA保育園に転園となるよう申請する場合、この指数（10点）の加算は令和2年度からになります。

②兄弟姉妹が在園している保育園等のみを希望する。または、別々の保育園等に通う2人以上の兄弟姉妹で、同じ園へ同じ時期での転園（同時同園）を希望する。

兄弟姉妹が在園している（在園となる）保育園等のみを希望する

例) 第1子・・・【保育園等】A保育園に在園

第2子・・・【保育園等】B保育園に在園

第3子・・・【保育園等】C保育園に在園

⇒加算対象

例1：第1子が、第2子がいるB保育園のみへの転園を希望する。

例2：第3子が、第1子がいるA保育園と第2子がいるB保育園への転園を希望する。

⇒加算対象外

例1：第1子が、第2子がいるB保育園と、近隣のD保育園を希望する。

例2：第2子は第1子がいるA保育園のみを希望し、第3子は第2子がいるB保育園のみを希望する。

◎例1のように、希望する保育園等が、兄弟姉妹が在園している保育園等以外を選択した場合、この指数の対象外となります。

転園となった際に、兄弟姉妹が同じ園で登園しない可能性がある申請状況であるため、加算対象外となります。

例2は、この指数が加算される条件として、「2人以上の兄弟姉妹で、同じ園へ同じ時期での転園（同時同園）を希望する」を満たしていないため、加算対象外となります。

2人以上の兄弟姉妹で、同じ園へ同じ時期での転園（同時同園）を希望する。

例）第1子・・・【保育園等】A保育園に在園

第2子・・・【保育園等】B保育園に在園

⇒加算対象

例1：第1子と第2子が、**同時同園**で、C保育園、D保育園への転園希望をする。

⇒加算対象外

例1：第1子と第2子が、**同園優先**で、C保育園、D保育園への転園希望をする。

例2：第1子と第2子が、**同月優先**で、C保育園、D保育園への転園希望をする。

◎転園の希望が成立した場合、兄弟姉妹が同じ園へ登園できる状況になることが加算の条件となります。加算対象外で挙げたパターンは、**転園の希望が成立した場合、兄弟姉妹が別々の園に在園する可能性があることから、この指数の対象外となります。**

補足：その他の加算対象外

以下に挙げた例の場合は、加算対象外となります。

例）第1子・・・【認可外保育施設】D保育園に在園

第2子・・・【保育園等】B保育園に在園

⇒第1子が、第2子がいるB保育園を希望する。

◎認可外保育施設に在園している児童が保育園等に入園する場合は、転園ではなく新規の入園としての取扱いとなります。なお、認可外保育施設ではなく、幼稚園に在園をしている場合についても同様となります。

例）第1子・・・【認定こども園】Eこども園に、1号認定として在園

第2子・・・【保育園等】B保育園に在園

⇒第1子が、第2子がいるB保育園を希望する。

◎認定こども園に1号認定として在園している児童は、利用調整上での考え方としては幼稚園に在園をしている児童と同じ取扱いとなります。（2号認定として）保育園等に入園する場合は、転園ではなく新規の入園としての取扱いとなります。

例) 第1子・・・【認定こども園】Eこども園に、1号認定として在園

第2子・・・【保育園等】B保育園に在園

⇒第2子が、第1子がいるEこども園を、2号（3号）認定として転園希望する。

◎1号認定は教育を受けるにあたり市区町村が認定するものです。このため、利用調整上での考え方としては、幼稚園に在園している児童と同じ取扱いとなります。

補足2：区分「入園翌年度以降の転園」で、両方の指数に該当する場合

区分「入園翌年度以降の転園」にある2つの指数につきましては、どちらにも該当する状況であった場合、1つだけ適用する（併用しない）取扱いとなります。

例) 第1子・・・【保育園等】A保育園に在園

第2子・・・【保育園等】B保育園に在園

第3子・・・【保育園等】C保育園に在園

第4子・・・【保育園等】D保育園に在園

⇒第3子、第4子が、**同時同園**で、A園、B園を希望する

転園

- ・入園、転園した当該年度内の転園希望（兄弟姉妹が在園する施設のみ希望する場合を除く）
※市外園から市内園への転園の場合は除きます。

-40点

育児休業取得に伴う退園

- ・平成27年度以降に育児休業取得と同時に一時退園した児童と出生児が共に育児休業明けに入園を希望する場合

100点

- ・平成26年度以前に育児休業取得と同時に一時退園した児童と出生児が共に育児休業明けに入園を希望する場合

15点

解説

育児休業取得に伴い、市内の保育園等を退園された児童が、育児休業からの復職を目的として、出生児童と共に入園の申請をした場合の指数となります。

詳細は「入園のしおり」P19や、「育児休業中における在園児の保育利用について（Q&A）」をご覧ください。

※「育児休業中における在園児の保育利用について（Q&A）」は、所沢市のホームページからダウンロードできます。

兄弟姉妹

- ・兄弟姉妹に小1～小3までの就学児童あり

1点

- ・兄弟姉妹が保育園等を利用中または申請中の場合

5点

- ・兄弟姉妹に小学校入学前の児童あり（本人含む）

2人…1点 3人…2点 4人…3点 以降一人あたり 1点加算

解説

申請児童の兄弟姉妹に関する指数です。

この指数における保育園等は、市内外の施設を問いません。

兄弟姉妹の人数は、申請書を提出した時点で誕生している兄弟姉妹の人数で計算されます。

※申請書に記載のある兄弟姉妹の状況で判断します。申請後に児童が誕生した場合は、速やかに申請内容の変更届をご提出ください。

【よくある質問】

Q：令和2年度4月入園を、兄弟（2人）で申請しようと考えています。第1子は2歳児で、第2子は令和2年1月出産予定での申請です。

令和2年度では2人兄弟にはなりますが、申請時点では第2子はまだ生まれていない状態です。この場合、「兄弟姉妹が保育園等を利用中または申請中の場合」「兄弟姉妹に小学校入学前の児童あり（本人含む）」の指数はどのようになりますか。

A：①「兄弟姉妹が保育園等を利用中または申請中の場合」の指数

出生しているか否かに関わらず、申請時点で利用中または申請中かどうかで指数を判断します。このため、第2子は申請時点で生まれていませんが、第1子、第2子共に指数がつきます。

なお、申請後、第2子を家庭で保育をしたい等で第2子の申請を取り下げた場合、第1子についているこの指数は減算されます。

②「兄弟姉妹に小学校入学前の児童あり（本人含む）」の指数

申請時点で誕生している兄弟姉妹の人数で指数を判断します。令和2年度4月入園に関する変更届の締切りは令和元年12月13日（金）ですので、この場合、第2子は兄弟姉妹の人数としてカウントしません。

したがって、第1子の「兄弟姉妹に小学校入学前の児童あり（本人含む）」の指数においては、第2子を人数としてカウントできません（指数がつきません）。しかし、（出生予定の）第2子の指数においては、第1子を人数としてカウントできます（指数がつきます）。

なお、未出生児が生まれた場合は、速やかに申請内容の変更届をご提出ください。

混合保育

- ・混合保育入園審査会で混合保育が必要とされた児童が4月入園をする場合

120点

解説

心身に何らかの障害や言葉の遅れがある児童を、保育園等で他の児童と一緒に保育し、相互の成長発達を促すことを、所沢市では混合保育といいます。

この指数は、混合保育入園審査会で、心身に何らかの障害や言葉の遅れがある児童の、集団生活の可否について判断し、可となった場合の加算です。

なお、混合保育の制度を利用して入園する場合、あらかじめ市内の保育園等での受入れ体制（加配）を整える必要があることから、4月入園のみの指数となります。

【よくある質問】

Q：混合保育入園審査会の可否にて、可と判断されました。必ず保育園に入れますか。

A：混合保育入園審査会で可と判断された場合も、調整指数の加算をした上で通常の利用調整を行います。このため、施設の空き状況などにより入園できない場合があります。

生活保護

- ・生活保護受給中の世帯

10点

保護者

- ・保育士資格等を有し市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所に勤務する場合（資格取得予定・勤務予定含む）※転園除く

4点

解説

保護者が市内の保育園等に保育士として仕事を始める（予定の）場合や、現在市内の保育園等に勤めていて、育児休業等からの復職をする場合に、この指数の対象となります。

この指数の加算となるために必要な条件（必要書類等）は、以下の3点のいずれも満たすことが必要になります。

- ①申請書に添付された「勤務等の証明書」で、勤務先が市内の保育園等であることが確認できる。
- ②「保育士加算に関する確約書」（確約書にある各項目について就労者が確約し、その確約した者を雇用するということを勤務先の保育園等が証明する書類）を作成し、申請書に添付がある。
- ③保育士証（資格取得予定の場合は保育士登録事務センターの申請受付）の写しの添付がある。

※幼保連携型認定こども園に勤務する場合は幼稚園教諭免許状・資格取得（習得）見込証明書等の写しも可

補足1：「保育士加算に関する確約書」について

「保育士加算に関する確約書」については、市内の保育園等で配布、またはホームページからダウンロードができます。

補足2：指数の対象外となる事例

次のいずれかに場合に該当する場合は、この指数の対象外となります。

- ・申請時点で既に市内の保育園等に勤務している（育児休業等の休業状態ではない）場合
- ・保育園等からの転園（2歳クラスまでの保育園等から卒室、卒園する場合を除く）

【よくある質問】

Q：市内の保育園で保育士として勤務しています。新規の入園申請とあわせて、別の保育園への転職という形で勤務を開始する予定ですが、保育士加算は適用できますか？

A：保育士加算の趣旨は、主に以下の2点となります。

- ・所沢市の保育園等における保育の質の向上
- ・保育士不足による受け入れ枠の減少に歯止めをかける

このことから、申請時点で保育士として既に市内の保育園等に勤務している方は適用になりません。

Q：保育士加算を適用して入園しましたが、事情があり離職しました。再度、市内の別の保育園に就職をする予定ですが、退園となりますか。

また、退園となる場合、もう一度保育園の申し込みを行いますが、この指数の加算はありますか？

A：1年未満で離職をされた場合、市内にある別の保育園等に就職するとしても、勤務を誓約した保育園等での保育の質の低下を招くおそれがあり、保育士加算の趣旨に反するため、離職した月末で退園をしていただきます。

(保育園等から解雇された、倒産した場合を除きます。離職票の離職区分で確認します。P 27 掲載の離職区分コードを参照ください)

また、1年間の勤務を確約しての保育士加算を既に適用していることから、**入園後1年以内は再度の適用はありません。**

- ・単身赴任中

3点

解説

保護者の方が単身赴任である場合に、この指数の対象となります。なお、申請書に添付される「勤務等の証明書」の中で、勤務先の会社から単身赴任である事を証明されていることをもって加算となります。

- ・離職日から3か月以内に申請があり、生計を維持する者の自己都合によらない失業により、就労の必要性が高い。

10点

解説

生計を維持する者（保護者、または児童の監護者）が、自己都合によらない失業となり、かつ早期の就労をする必要性が高い状況であることから、離職日から3ヶ月以内に保育園等の申請をした場合にこの指数の対象となります。

なお、どの保護者（監護者）が生計を維持する者であるかは、前年度の収入の多寡で判断します。

この指数の対象となるには、申請書に雇用保険受給資格者証の写しの添付が必要です。また、雇用保険受給資格者証の離職区分（コード）が、次の番号のうちいずれかであることが必要です。

離職区分（コード）

1A（11） 1B（12） 2A（21） 2B（22） 3A（31）
3B（32）

父母方祖父母

- ・父方祖父が【令和2年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】 1点
- ・父方祖母が【令和2年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】 1点
- ・母方祖父が【令和2年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】 1点
- ・母方祖母が【令和2年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】 1点

解説

父方、母方の祖父母がそれぞれ、【令和2年度末で75歳以上】、【別居】、【死亡】のいずれかに該当した場合に、この指数の対象になります。

なお、**祖父母の住所地が父母と同じ場合、同居として判断します。ただし、生計等を別にしている場合、父母のご家庭と祖父母のご家庭それぞれの公共料金の支払明細書（電気・ガス・水道のうちで同月・同種のもの。検針票も可）の写しのうち2つをご提出いただくことで、【別居】として判断します。**

補足：年齢について

【年度末で75歳以上】の方は、1945年（昭和20年）3月31日以前に生まれた方を指します（令和2年度に満年齢で75歳以上の方を指します）。

調整指数（申請児童の現在の保育先）

調整指数（申請児童の現在の保育先）は、該当する点数欄のいずれか一つを選択できます。

- ・地域型保育事業や2歳児クラスまでの認可保育園（2歳児クラス）を卒園して4月入園を希望する場合

※通常の希望園は20点、連携園や系列園は100点となります。

20（100）点

解説

2歳クラスまでの保育園等について、卒園、卒室（2歳児クラスの3月31日まで在園）を迎えることにより、翌年度4月から新たに別の保育園等の利用を希望する場合に、この指数の対象となります。

この指数における保育園等は、市内外の施設を問いません。

なお、**連携園、系列園の希望施設については100点の加算で、それ以外の保育園等では20点の加算での利用調整を行います。**（この指数は、希望する施設によって合計点が変わる指数です。例えば、第1希望を連携園、第2希望を連携園以外とした場合は、第1希望に+100点、第2希望に+20点をした上での調整を行います）

補足：連携園、系列園について

【連携園】

連携園については、各2歳クラスまでの保育園等へお問い合わせください。

【系列園】

優々保育園 ⇒ 優々の森保育園

小手指向陽保育園 ⇒ 向陽保育園

きたの第2保育園 ⇒ 北野保育園

東所沢たんぽぽ駅前保育園 ⇒ 東所沢たんぽぽこども園

わかたけ保育園 ⇒ わかたけ元町保育園、わかたけ鳩峯保育園

※₁ 2歳クラスまでの保育園等を卒園、卒室（2歳クラスの3月31日まで在園）し、翌月の4月の入園申請をした場合に加算となります。このため、**卒園、卒室後の翌月4月入園の申請をされず、翌々月5月以降から保育園等の申請を開始する場合は加算対象外となります。**

※₂ 2歳クラスまでの保育園等の在園中に、育児休業取得に伴う退園をされた後、3歳児クラスで4月入園の申請をされる場合の取扱いは、「育児休業中における在園児の保育利用について（Q&A）」Qサをご覧ください。

・認可外保育施設・一時預かり事業・事業所内・企業主導型保育施設を月あたり16日以上利用している場合

10点

・認可外保育施設・一時預かり事業・事業所内・企業主導型保育施設を月あたり12日以上15日以下利用している場合

8点

解説

認可外保育施設や、一般型一時預かり事業、事業所内保育施設、企業主導型保育施設を利用している場合に、保護者の負担を考慮し、この指数の対象としております。**この指数の対象となるには、申請書に「『一時保育・認可外・事業所内・企業主導型』保育施設利用証明書」の添付が必要です。**

異なる施設区分の保育施設を利用した場合、日数を合算することができますが、同一の月に関する証明であることが明確であることが必要です。

なお、これ以外のファミリーサポート、ベビーシッター等は加点の対象外となります。

※「『一時保育・認可外・事業所内・企業主導型』保育施設利用証明書」は、**利用証明日時点で1か月以上利用していることが必要**です。

例）6月入園希望（利用証明日が5月15日）の場合

⇒5月15日の時点で1か月以上利用していること（4月16日以前から利用していること）が必要です。

・市外の保育園等に通っている場合

6点

解説

申請児童が、所沢市外の保育園等へ通っている場合に、この指数の対象となります。

「①教育・保育給付認定申請書兼現況届」の裏面に記載していただいた「現在の状況（日中の主な教育保育場所）」などから在園施設を確認させていただくことで、この指数の対象となります。

上記以外

・幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に通っている場合

2点

・養護施設等に入所中の場合

17点

解説

養護施設とは、児童福祉法に掲げる「乳児院」「母子生活支援施設」「児童養護施設」等
を指します。「①教育・保育給付認定申請書兼現況届」の裏面に記載していただいた「現
在の状況（日中の主な教育保育場所）」などから在園施設を確認させていただき、入所（通
所を除く）の事実を確認できた場合に、この指数の対象となります。

保護者が保育

- ・「労働」の保育要件で、かつ育児休業中・産前産後休業中から復職予定での入園申請

11点

解説

育児休業・産後休業明けの利用を目的として「労働」の事由で申請した場合に対象となる
指数です。申請書に添付をいただいた「勤務等の証明書」にて、申請時点で育児休業中・
産前産後休業中である事が確認できた場合にこの指数の対象となります。

※市内の保育園等に内定となった場合、入園翌月1日までに復職していただく必要があります。
詳しくは「入園のしおり」P15をご覧ください。

【よくある質問】

**Q：令和2年4月入園を申請しようと考えていますが、この指数の加算となるためには、令和
2年3月末まで育児休業期間があることが必要ですか？**

A：申込み時点で育児休業中であれば加算の対象となります。令和2年4月入園の場合では、
例えば復職予定日が令和元年12月1日であっても、申込日（令和元年11月1日から1
2日）時点で育児休業中であれば、加算となります。

**Q：産前期間中に入園できるように「出産」の事由で保育園の申請をする予定です。「勤務等
の証明書」を添付すれば加算されますか？**

A：「労働」の事由で申請した場合にのみ加算されます。P5の例のようなケースを含め、「出
産」の事由となる場合には加算の対象外です。

◎本紙に記載のない点で、確認されたい点がございましたら、保育幼稚園課までお問い合わせください。

所沢市役所 保育幼稚園課

電話：04-2998-9126